

# 米子市小中PTA連合会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、米子市小中PTA連合会(略称「市P連」という)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、米子市内におく。

(目的)

第3条 本会は、米子市内の小学校・中学校PTA相互の情報交換・連絡提携をはかるとともに、お互いの協力により学校教育、社会教育の充実振興に寄与すること、児童生徒の健全育成、福祉の増進および、会員の教養向上をはかるとを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育の振興についての調査研究に関すること
- (2) 各单位PTAの連絡提携を図るための機会の充実および会員の研修に関すること
- (3) 教育に関する世論の喚起および振興に関すること
- (4) 各種関係機関、団体との折衝並びに連絡協調に関すること
- (5) 学校教育、社会教育および施設の充実促進に関すること
- (6) 児童生徒の健全育成および福祉施設の増進に関すること
- (7) 教育並びに児童生徒に悪影響を及ぼすものの排除に関すること
- (8) その他目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

(構成)

第5条 本会は、米子市内小中学校のPTA(以下「単位PTA」という)をもって組織し、単位PTAの会員を以って本会の会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 8名(小・中校長会長各1名、小・中学校部会長各1名、女性代表2名を含む)

理事 若干名(本会会則第8条第2項による)

監事 2名(小・中保護者各1名)

(資格)

第7条 本会の役員は単位PTAの会員であり、単位PTAの現役員または役員経験者の中から選任するものとする。

(選任)

第8条 第6条に掲げる役員について、選出区分が定められていない役員(会長、副会長のうち2名、監事)の選出は、選挙によるものとする。ただし、立候補が定員に満たない場合は役員選考により選出するものとし、総会の承認を受けるものとする。

2 理事は、会長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

- 第9条 役員の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合には速やかに補充するものとし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の定期総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その定期総会の終了のときまでとする。

(職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、役員会で定めた順序に従い、その職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会その他において必要事項を審議する。
- (4) 監事は、会計その他を監査する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、会長および役員会の諮問に応ずる。

(事務局員)

第12条 本会の事務を処理するため、本会会則第2条の事務局に必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局の運営その他、必要な事項は役員会で協議の上定めるものとする。

(委員会)

第13条 本会に役員が必要と認めた特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会には委員長および副委員長を置き、活動内容および運営については委員会で協議の上実施する。
- 3 特別委員会は活動運営状況を役員会に報告しなければならない。

(部会)

第14条 本会に第4条の活動を効果的に推進するため、次の部会をおく。

部 会 名	構 成
小学校部会	小学校で選出された役員(連合会長は除く)および各小学校単位PTA会長
中学校部会	中学校で選出された役員(連合会長は除く)および各中学校単位PTA会長

- 2 部会には部会長および副部会長を置き、部会長は第6条の規定により副部会長を兼ねるものとする。
- 3 部会の活動内容および運営については部会で協議の上実施する。
- 4 部会は活動運営状況を役員会に報告しなければならない。

(地区組織)

第15条 本会に第4条の活動を効果的に推進するため、また小地域の連携強化を図るために、次の地区組織を編成する。

- 2 本会に、第18条第2項第4号により定められた編成により地区部会を置く。
- 3 地区部会は正副地区部会長各1名を選出する。
- 4 地区部会長は地区部会を総括し運営を行い、第20条第2項で定める役員選考委員を兼務する。
- 5 地区副部会長は地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 地区部会は、地区部会長が必要に応じて召集し、地区部会の運営は、連絡協議、情報交換、交流事業を中心に地区部会で協議の上実施する。

## 第4章 会 議

(会議)

第16条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総 会
  - (2) 代表者会
  - (3) 役員会
  - (4) 選挙管理委員会
  - (5) 役員選考委員会
  - (6) 監事会
  - (7) その他役員会が必要と認めた会議
- (総会)

第17条 総会は、本会の最高議決機関で、単位PTAから別に定める代議員選出規則により選出された代議員および役員、事務局をもって構成する。

2 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 本会会則の制定および改廃
- (2) 役員の承認
- (3) 事業報告および決算報告の承認
- (4) 事業計画および予算の承認
- (5) その他重要事項

3 総会は毎年5月に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、代表者会で必要と認めたとき、又は代議員の5分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

4 総会は、代議員定数の過半数の出席(委任状含む)により成立し、議事は、出席者(委任状含む)の過半数の賛成で決する。ただし、本条第2項第1号に掲げる本会会則の制定および改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(代表者会)

第18条 代表者会は、各単位PTAの代表2名および役員会、事務局をもって構成する。

2 代表者会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項について審議決定する。

- (1) 単位PTA相互間の連絡、協調に関すること
- (2) 役員会から付議された事項
- (3) 総会より委嘱された事項
- (4) 地区組織の編成に関する事項
- (5) 役員の選出に関する事項
- (6) 本会の運営に必要な規則・規程の制定および改廃
- (7) その他重要な事項

3 代表者会は会長が必要に応じて招集し開催する。ただし、代表者会構成員の5分の1以上の要求があったときは、臨時代表者会を開くことができる。

4 代表者会は、代表者会構成員の過半数の出席(委任状含む)により成立し、議事は出席者(委任状含む)の過半数の賛成で決定する。

(役員会)

第19条 役員会は、役員および事務局をもって構成する。

2 役員会は会長が必要に応じて招集し開催する。

3 役員会は次の事項について審議する。

- (1) 本会会務の執行に関する事項

- ( 2 ) 総会議案の立案
  - ( 3 ) 地区組織の編成および代表者会への付託
  - ( 4 ) 総会および代表者会に付議する事項
  - ( 5 ) 本会務の執行に必要な特別委員会および諮問機関の設置および撤廃
  - ( 6 ) その他必要な事項
- ( 役員選挙および選挙管理委員会 )

第 2 0 条 役員選挙に関する事務を管理するために選挙管理委員会を置く。

- 2 役員選挙に関し必要な事項は、別に定める米子市小中 P T A 連合会選挙管理規程による。
- ( 役員選考および役員選考委員会 )

第 2 1 条 役員選考を円滑に行うために役員選考委員会を置く。

- 2 役員選考に関し必要な事項は、米子市小中 P T A 連合会役員選考規程に定める。
- ( 監事会 )

第 2 2 条 監事会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- ( 1 ) 経理処理に関する監査 ( 会計監査 )
- ( 2 ) 役員執行内容・状況に関する監査 ( 役員執行監査 )
- ( 3 ) 総会において監査の結果報告
- ( 4 ) 役員会において反省点並びに次年度の活動に反映すべき意見 ( 勧告書見 ) の公表
- ( 5 ) その他、必要と思われる事項

- 2 前項第 1 号に掲げる監査は、第 2 5 条に掲げる会計年度終了後次年度総会までに実施しなければならない。

( 関係機関団体の出席 )

第 2 3 条 第 1 6 条に定める会議には必要に応じ関係機関団体の出席を求めることができる。

## 第 5 章 会 計

( 経費 )

第 2 4 条 本会の経費は、次にかかげるものをもってこれに充てる。

- ( 1 ) 負担金
- ( 2 ) その他の収入
- ( 3 ) 本会経費については、年 1 回会計監査を受けなければならない。

- 2 負担金については、別に定める。

( 会計年度 )

第 2 5 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終る。

## 第 6 章 補 則

( その他の規則等 )

第 2 6 条 本会会則の他に必要な事項は細則 ( 規則・規程等 ) を定めることができる。

附 則 本会会則は平成 1 8 年 5 月 2 6 日に制定施行され、平成 1 8 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附 則 本会会則は平成 2 0 年 5 月 2 3 日から適用する。

附 則 本会会則は平成 2 2 年 5 月 2 1 日から適用する。

附 則 本会会則は平成 2 4 年 5 月 1 8 日から適用する。